

平成21年決算特別委員会において「検討する」旨
答弁した事項の検討状況について

生活環境部

「検討する」旨の答弁を行った事項 (所管課を明記すること)	その後の検討状況
<p>【質問要旨 瀬田川委員】 消費者被害に関する調査を効果的に行うため、相手の手口や調査の仕方を熟知している警察OBを嘱託で採用してはどうか。</p> <p>【答弁要旨 生活環境文化部長】 人事及び警察当局と検討する。 (安全・安心まちづくり推進室)</p>	<p>悪質な事業者に対する効果的な調査や指導等を行う上で、専門的スキルや経験を有する職員を配置することは何より重要であることから、県警との交流人事により、これまで生活環境部内に参事及び副主幹級の現役職員を配置してきたところである。</p> <p>消費者被害の未然防止・拡大防止の取組を更に進めるため、交流人事を継続するとともに、嘱託職員の活用等については業務量等を見極めつつ、関係部局と協議していく。</p>
<p>【質問要旨 東海林委員】 これからの本県の産業廃棄物の適正処理推進に向け、産業廃棄物最終処分場について、県が主体的に在り方を論じ、具体的な行動をしていくべきではないか。</p> <p>【答弁要旨 生活環境文化部長】 県が関与する最終処分場の設置にあたっては、環境保全センターの残余容量はもとより、永年にわたる環境対策の必要性や関係住民への対応などいろいろな面から検討していく。 (環境整備課)</p>	<p>産業廃棄物については、排出事業者が自ら処理することとなっているが、県が設置した環境保全センターは、それを補完する施設であり、今後の整備計画も含め相当の期間に渡って産業廃棄物の受け入れが可能と考えられる。</p> <p>この枠組みを超えた更なる県の主体的関与については、産業廃棄物の排出に密接な関係にある経済情勢、産業廃棄物処理業者や事業者が設置する最終処分場の動向、処分場設置に対する県民の理解などを総合的に見極めながら判断していく。</p>